

文教施設保全業務積算基準の運用

令和5（2023）年版

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）

文教施設保全業務積算基準の運用

1. 「文教施設保全業務積算基準 3 保全業務費の算出」の運用

保全業務費は、直接業務費、諸経費及び消費税等相当額に区分して算出する。

保全業務費は、原則見積りにより算出する。

- (1) 見積書は、原則として専門業者3者以上から徴収する。
- (2) 見積書を依頼する場合は、業務仕様書等を提示するほか、見積条件等を明示する。
- (3) 見積書はできる限り、「文教施設保全業務積算基準 2 保全業務費の構成」に示す費目に区分して徴収する。
- (4) 見積書は、審査のうえ、総金額を比較し最低値のものを採用する。
- (5) 審査とは、見積仕様、見積条件、見積数量等を確認したうえ、類似の事例や取引の実例価格、刊行物等を調査し、数量の多寡、業務の時期、業務の期間、地域特性等を反映した価格とすることをいう。